青色回転灯を装着した自動車による

防犯パトロールの手引き

第1

防犯パトロールの目的

- 犯罪・事故の未然防止
- 地域のみなさんの安全に対する関心を高める
- 地域の犯罪抑止機能の向上

第2

青色防犯パトロールの考え方

- ボランティア活動としてのパトロール
 - 自主的に行うものであり、特別な権限が与えられているわけではありません。
 - 道路交通法等の法令を守り、安全運転に心掛けてください。

2 パトロールはできる範囲で

- 必ず二人以上で計画的に実施してください。
- パトロール中であるとよくわかる服装で、筆記用具 や懐中電灯などを携行して実施してください。

3 報告連絡

- 実施前・後は、代表者に連絡をしてください。
- パトロール中に気付いた点は、記録に努め、次回の パトロールの参考にしてください。



笛つ

パトロールを始める前に

1 計画の策定

犯罪の発生状況や通学路などを考えたパトロールコースや時間を 設定するほか、無理なく継続してできる計画を立ててください。

2 効果的なパトロール

- 住民に対して積極的な声掛けを行いましょう。
- 通学路や雑踏場所での駐留警戒を取り入れてください。
- 活動状況を記録し、警察や自治体への報告に活用してください。

3 服装·携行品

- 腕章、たすき、ジャンパーなどにより、住民の方々にパトロール実施中である事をわかるようにしてください。
- 実施者証を必ず携行してください。

(実施者証の紛失・盗難防止に配意して大切に保管してください。)



筆4

犯罪情報など実施地域の状況確認を

※ 岐阜県警察では、

各市町村別の犯罪情勢 子どもへの声掛け事案 つきまとい事案



安全・安心メーノ QRコード

などの情報を安全・安心メールやtwitter

(https://twitter.com/gpanzen・アカウント名「@gpanzen」)で逐次発信しています。

筆

パトロールに関しての留意事項

- 主な目的は「犯罪の未然防止」目に付くパトロールを心掛け、犯罪の未然防止を目指しましょう。
- 2 交通事故防止
 - 交通事故に注意し、安全運転に心掛けましょう。
 - 不審車両の追跡などの危険行為は絶対禁止。(車種やナンバーを控え、警察に連絡してください。)
- 3 プライバシーの遵守 パトロール中に知った他人のプライバシーは厳守してください。
- 4 無理な行為の禁止 注意や声掛けを行う未然防止活動であり、無理強いや他人への強制行為は禁止。
- 情報交換 警察署(交番・駐在所)や隊員間での情報交換に努めましょう。
- **表示** パトロール中を示す表示をしましょう。

(「パトロール実施中」など、地域の方々に示してください。)

第6

緊急事案などへの対応

- 1 犯罪や事件に遭遇又は目撃したとき
- 安全な距離を保ち、事故や怪我の無いようにしてください。
- 警察(消防)へ通報してください。
- ② 警察や病院などへの通報を求められた場合
 - 当事者の安全を確保した上で、警察署、消防署へ連絡してください。
- 3 不審者の発見や通報を受けたとき
 - 不審者を発見したときは、安全な距離を保ち、事故や怪我の無いようにしてください。
 - 不審者の行動や特徴を確認し、警察に通報してください。
 - 通報後は、警察の指示に従ってください。
 - 不審者の通報を受けたときには、ボランティアによる防犯パトロールであることを 明確に告げてください。